

フライの雑談  
2001年夏  
No.54

釣り場時評 — (33)

# 外来魚をどう考えるか

— コアユ、ワカサギ、ニジマス、アワビ、マダイなど問題は山積である。

水口憲哉  
みづぐちけんが 東北大学大学院農学系農学専攻 助教

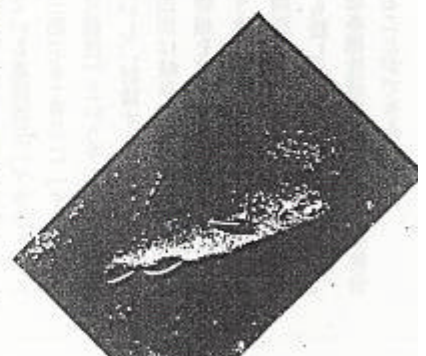
あんまり楽しいことではないのでブラックバス問題にすっぱりつかるといのは避けたいのだが、エングジンのかかりかたという着火はなかなかおそく難しいけれども一度火がついたらというか言い出したことはかんたんには消えないというか消さないという性格が原因で少し深みにはまりだしているような気がする。とはいえ、というかそうであるからこそ、本誌前号の拙稿「現時点での私のブラックバス問題へのかかりかたと覚悟」に対する読者からの投稿「子どもたちのため」？そして「責任」とは？(釣り場時評三二)を読んで「に対してはきちんと対応すべきと考える。編集者の方ではこの投稿を本誌に掲載する考えはないようなので、筆者なりの本欄での回答ともいえるものを書かなければならないだろう。ただし、五〇〇〇字近い投稿の内容または主張は、生物多様性研究会の主張や発言とはほとんど変わらないので、二月二四日の立教大学における生物多様性研究会との討論のくり返しはしたくない。論理的矛盾のないようにと考えて作成した文章を公表しながら討論を行い、その結果を整理したのが前号の本誌の文章である。このことについては先の討論会を経て生物多様性研究会からは反論の無いこと

のようである。以上のようなことを多くの誌面を使って読まされるのは読者にとっては迷惑なことだと思ふので、投稿された方とは筆者との個人的意見の交換で対応したいと思ふ。

ただ二月二四日の討論会では限られた時間の関係もあってふれられなかったことや、ブラックバス問題に特に関心を持つていない人々に言いたいことなども、岩手県漁業協同組合連合会の情報誌「ぎょれん」五四六号(二〇〇一年六月号)に「ブラックバス問題と海面漁業を考慮」と題して書いたものでその全文に近いものを掲載し回答の一部としたい。

「外来魚というのは、もともとその湖や川そして海にいなかった魚が移植されたり持ち込まれて放流されたものを総称するもので、琵琶湖からのコアユ、諏訪湖からのワカサギ、アメリカからのニジマスやブラウントラウトなどを始め、一〇〇種類以上の魚が外来魚と呼ばれてもおかしくない日本の淡水魚類相の現状なのだが、ここではその中でも特別にブラックバスとブルーギルが外来魚問題の標的としてやり玉にあげられている。

北海道と沖縄県を除く全ての都府県では内水面漁業調整規則で外来魚(ブラックバスとブルーギル)の移植



の禁止、制限などが実施され、罰則規定を設けて放流をすることを防止している。しかし、これだけではブラックバスの密放流を防ぐことはできないとして、新潟県では一昨年十二月に内水面漁場管理委員会がブラックバスとブルーギルのリリース(釣った魚を再放流すること)禁止の委員会指示を出した。また、スモールマウスバスなどを中心とした同様の指示は山梨県や埼玉県でもこれまで出されていたが、今年三月一日からは岩手県でも漁業権水域に限って外来魚を対象にリリース禁止の委員会指示が出されている。このように、内水面漁業協同組合とブラックバスを釣る(バスフイッシング)釣り人との間には一種の対立関係が各地で生じているが、事態が一方的に悪化しているというわけではない。事実、秋田県では一九九八年より、そして岩手県でもこの六月から県の関係機関、漁協代表者、財団法人日本釣振興会岩手支部、日本バスクラブ岩手支部、教育委員会、岩手県警などをつくる外来魚対策協議会を設置し、年一、三回の割合で話し合いを進めるといふ。

このような話について、岩手県内水面漁連と岩手県漁連は、川と海とで全く異なり、関係ないと考えられる方も多いことと思ふ。そう簡単ではないのが